

議決結果一覧

令和8年3月定例会

○=賛成、×=反対

※所属会派は議決時点での会派を記載しています。

※会派等の名称:市民の会(のいち市民の会)、共(日本共産党)、  
令(令和清栄)、無(無名)、公(公明)、議(議長)、副(副議長)

番号	件名	議決 日	議決 結果	野々市フォーラム					市民の会		共	令	無	公	議	副
				三 納	田 中	畠 中	小 堀	北 村	中 村	中 村	西 村	梅 野	岩 見	西 本	朝 倉	木 谷
議案第1号	専決処分(令和7年度野々市市一般会計補正予算第5号)の承認について	3月19日	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第2号	令和7年度野々市市一般会計補正予算(第6号)について	2月20日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第3号	令和7年度野々市市一般会計補正予算(第7号)について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第4号	令和7年度野々市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第5号	令和7年度野々市市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第6号	令和8年度野々市市一般会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第7号	令和8年度野々市市国民健康保険特別会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第8号	令和8年度野々市市後期高齢者医療特別会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第9号	令和8年度野々市市介護保険特別会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第10号	令和8年度野々市市水道事業会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第11号	令和8年度野々市市公共下水道事業会計予算について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
議案第12号	野々市市行政手続条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は採決に加わりません。

議案第13号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第14号	野々市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
議案第15号	野々市市体育施設条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第16号	野々市市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第17号	野々市市介護保険条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第18号	野々市市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第19号	野々市市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第20号	工事請負契約の締結について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	市道路線の廃止について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第22号	市道路線の認定について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	野々市市 固定資産評価審査委員会 委員の選任につき同意を求めることについて	2月20日	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	工事請負契約の締結について	3月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議長は採決に加わりません。